

Q51. 事業区域を源として流れる櫛田川は、日本一の水質となったことがある清流で、上流部から下流部に至るまで、釣りや水泳、カヌーなどに利用され地域住民やこの地域を訪れた人々の憩いの場となっています。当該計画は大規模な開発事業であり長期間の濁水発生は避けられず、憩いの場が失われてしまいます。この失われる価値について御社はどのように考えているかを具体的にお答えください。

(回答)

開発(改修、改変)地から土砂、濁水を直接排出することはありません。

林地開発、開発行為等において、開発(改修、改変)地から土砂、濁水が流出しないよう、対策工について担当行政より指導を受け、承認を得てまいります。

長期間の濁水発生はないものと考えております。

Q52. 当該計画による動植物への影響及び生態系への影響に対する対応策を明確に示してください。

(回答)

現地調査により、動植物の生息・生育方法を把握した上で、重要な場所などについて、改変面積を最小化や道路を避けるなど、事業計画を検討していくことが考えられます。これらは準備書の手続きでお示しし、ご審議をいただくこととなります。

Q53. ブレードの騒音による住民の被害が想定されますが、その対処を具体的、かつ科学的根拠をもってお答えください。

(回答)

今後、騒音の影響について、現地調査、予測を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて配置を検討する等の環境保全措置を検討し、定量的な評価を行います。

Q54. 低周波による住民の健康被害が想定されますが、その対処を具体的、かつ科学的根拠をもってお答えください。

(回答)

低周波・超低周波音については、風車から発生するものについては、それほど大きなものは出ておらず、人間の知覚閾値を下回っているという国からの調査結果が出ており、健康影響に関しては明らかな関連を示すことは確認できないとの見解も示されております。

しかしながら、弊社は、環境影響評価の中で調査を行い、予測評価を準備書においてお示しすることで具体的、科学的根拠をお示ししていきたいと考えております。

Q55. シャドーフリッカーの悪影響についての想定がありますが、その対処を具体的、かつ科学的根拠をもってお答えください。

(回答)

風車のブレードが回転することで、風車からの影がちらつき、気になることが想定されます。それがシャドーフリッカーによる影響ですが、具体的に影の発生する範囲について予測を行い、国の基準はありませんが、目標とされる目標値と比較し評価する予定です。影響が想定される場合には、配置計画の検討など保全対策を検討いたします。

Q56. 獣害による農産物等の被害拡大が想定されますが、その対処を具体的、かつ科学的根拠をもってお答えください。

(回答)

獣害対策については、実態がわからないところもありますので、最新の知見の収集につとめるとともに、自治体の取り組みへの協力など、できるだけ協力させて頂きたいと考えております。

Q57. 当該計画の実行により多量の残土が発生しますが、その対処方法について具体的にお答えください。

(回答)

計画は、今回の建設では切土主体で考え、余剰土は、建設用材として利活用する予定です。

Q58. 開発により発生する土砂の流入により、蓮ダムの洪水調整機能が低下することが懸念されます。洪水調整機能が低下して櫛田川流域に水害が発生した場合、御社はどのように対応する考えなのかを具体的にお答えください。

(回答)

開発(改修、改変)地から土砂、濁水を直接排出することはありません。

林地開発、開発行為等において、開発(改修、改変)地から土砂、濁水が流出しないよう、対策工について担当行政より指導を受け、承認を得てまいります。

また、蓮ダムの方でも定期的に堆積土砂を浚渫されているため、洪水調整機能が低下することはないと考えております。

Q59. 当該計画の実行により風車が折れた時の懸念として見解を述べていますが、その中で 厳しい審査基準となっていると明記されています。その審査基準とは何ですか。具合的かつ科学的にお答えください。

(回答)

風車を建設する際の審査基準には、ウィンドファーム認証、工事計画届があります。

ウィンドファーム認証は、そのサイトにおいて、採用する風車が適切な設計となっているか、基礎が十分な体力があるかなどを審査するものです。(詳細は、NK(日本海事協会)のホームページを参照ください) 工事計画届は、前記のウィンドファーム認証を得た風車と基礎等が、経済産業省の専門家会議において、専門の委員の審査を受けるものです。

これらに合格して初めて風車本体の工事が着工できることとなります。

Q60. 当該計画地はイヌワシやクマタカが生息している地域とされていますが、このような希少な野生生物に影響することなく風力発電施設を設置する方法があるのであれば、科学的及び具体的にお答えください。

(回答)

風力発電施設の設置に伴う環境への影響については環境影響評価において調査、予測、評価をしっかりと行うことで科学的及び具体的な審査を受けることとなります。

Q61. 計画地の土砂災害発生危険性についてどのように認識されているか具体的にお答えください。

(回答)

計画地の土砂災害発生危険性については、行政より公表されている各種ハザードマップを確認し以下のように認識しています。(土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所、砂防図、地震、液状化、洪水、津波等)

砂防事業では土砂災害に対して、①地すべり、②急傾斜、③土石流 に分けて危険区域を設定しています。

①地すべりの土砂災害危険区域は建設予定地にはありません。近郊には4か所(青田、青田西1、青田西2、ほその)の警戒区域がありますがいずれも谷底に面した地すべりで今回の建設には関係ありません。

②急傾斜については住宅の裏の崖を対象とするもので、土砂災害危険区域は建設予定地にはありません。

③土石流については楠田川沿いに多く設定されていますが、今回の建設予定地にはありません。

これらの指定地区以外にも多くの谷があります。建設予定地の下方にも谷がありますが、今回の建設計画は谷の浸食最前線の頂部付近の土砂を除去することから、豪雨時に出る土砂の量は建設後確実に減ると思われれます。従いまして、土石流に対する危険度が下がると考えております。

Q62. 風車建設に伴う生活用水への影響について、どのように評価されるお考えか具体的にお答えください。

(回答)

生活用水は上水道、簡易水道を通して各戸に届きますので特に影響はないと考えております。

Q63. 風車建設前および後の住民への健康影響の疫学的調査を行う考えがありますか。あれば、どのような手法かお答えください。

(回答)

事象が発生した場合は、まずは状況を現地で調査し、原因等の解明に努めます。その上で風車が原因であれば、機械整備、稼働制限などの具体的な対策を検討することになると考えております。

Q64. 標高の高い山地における風力発電設備のため、積雪及びブレードなどの凍結が予想されます。冬期の凍結対策について具体的な方策をお答えください。

(回答)

本事業においては、より厳しい気象条件である北海道においても採用されている機種を採用する予定であり、安全に運用できると考えております。

Q65. 仮に風車稼働後に住民から健康被害が報告された場合、御社はどのような対応をされるおつもりか具体的にお答えください。

(回答)

事象が発生した場合は、まずは状況を現地で調査し、原因等の解明に努めます。その上で風車が原因であれば、機械整備、稼働制限などの具体的な対策を検討することになると考えております。

Q66. 風車建設に伴い、周辺住居の地価が下落することが想定されますが、それに対する補償をするおつもりがあるか、お答えください。

(回答)

地価の上昇及び下落に関しましては、様々な社会的・経済的要因が複合的に作用しますので、現時点では、下落することを前提としたご回答は致しかねます。

Q67. 当該計画の実行により水質汚濁や水循環に悪影響が及ぼされることが想定されますが、その場合、地域住民に対しどのような対応や補償を行うのですか、明確にお答えください。

(回答)

開発(改修、改変)地から土砂、濁水を直接排出することはありません。

林地開発、開発行為等において、開発(改修、改変)地から土砂、濁水が流出しないよう、対策工について担当行政より指導を受け、承認等を得てまいります。

そのため、水質汚濁や水循環に悪影響を及ぼすことは想定しておりません。

万一事象が発生した場合は、まずは状況を現地で調査し、原因等の解明に努めます。その上で風車施設が原因であれば、状況に合わせ具体的な対策を検討することになると考えております。

Q69. 行政が推進している田舎くらしの「移住促進事業」へのマイナス影響が大いに想定されますが、その対処方法を具体的にお答えください。

(回答)

本事業が行政が推進している田舎くらしの「移住促進事業」にどのような影響を与えるかについては今後も検討課題としたいと思います。

Q70. 漁業組合に対する補償についてお答えください。

(回答)

補償については、漁業組合様と今後工事計画が定まった段階で詳細協議を行うものと考えております。

Q71. 計画地域から流れる櫛田川は、下流部で松阪市の水道水源となっており、多気町で取水され、多気町、玉城町、明和町、伊勢市、鳥羽市、志摩市に水道水として供給されています。今回の事業により櫛田川水源の稜線が開発され、山の保水力が低下し、特に渇水期の河川流量の低下が懸念され、水道用水の取水に影響があると思われます。当該計画により水不足となった場合、御社はどのように責任をとるのか具体的にお答えください。

(回答)

基本的には流域の変更は行いません。従いまして、下流河川での取水に影響が及ぶような変更は行わない計画です。

また、計画は、林地開発許可による審査を受けることとなりますので取水に影響はないと考えております。

万一事象が発生した場合には、行政のご指示に基づき現状調査へのご協力等の対応を考えております。

Q72. 長期間の建設工事によって、使用道路の周辺住民には騒音、振動、粉塵などの生活環境悪化が想定されます。これらの対策、および被害に対する補償の想定について具体的にお答えください。

(回答)

建設工事によって、通行車両が増える等の生活環境の変化があることは想定しております。そのため、独自の制限速度を設ける、通学時間帯には大型車両は走行しないようにする等の工程を調整するよう努めてまいります。万一事象が発生した場合は、まずは状況を現地で調査し、原因等の解明に努めます。その上で建設工事が原因であれば、状況に合わせ具体的な対策を検討することになると考えております。

Q73. 当該計画の実行により土砂災害の発生が大いに想定されますが、有事の際、御社の対策方法及び各事項の補償の在り方について明確にお答えください。

(回答)

「当該計画の実行により土砂災害の発生が大いに想定されます」という点に関しては、質問61にてご回答させていただいた通りです。万一事象が発生した場合は、状況を調査し、原因等の究明に努め、行政の指導を仰ぐことになると考えております。

Q74. 風車サイト、及び接続道路を造成するに当たり発生する法面補強はどのような傾斜に対してどのような保護を考えておられますか。

(回答)

林地開発、開発行為等において、土質毎の法面勾配が定められており、これに準じて計画します。この場合の保護は緑化になります。基準より急勾配となる箇所は(地盤、土質等)調査検討し、最適工法を選定して保護を行うことを考えています。

Q75. 最大60基を計画されている風車は、それぞれの距離をどれくらい離すのですか。また、総延長は何kmになりますか。

(回答)

風車離隔は、最低でも約500mは離す計画です。平均的には約700m以上の間隔を空ける計画です。総延長は約43kmとなります。

Q76. 道路整備に関し、建設発生土が余剰しない土量バランスとするとありますが、具体的にどのような対策をとるのかお答えください

(回答)

各断面、各路線で切土が基本となるよう平面、縦断線形にて計画をし、最終的に計画全体で盛土を極力少なくし土留め形式(土羽、擁壁、擁壁設置位置等)などにより、計画調整するよう努めてまいります。

Q77. 風車サイトの建設発生土についても同様の記載がありますが、具体的な方策をお答えください。

(回答)

道路計画同様、各断面、各路線で切土が基本となるよう平面、縦断線形にて計画をし、最終的に計画全体で盛土を極力少なくし土留め形式(土羽、擁壁、擁壁設置位置等)などにより、計画調整します。余剰土が発生した際は、建設用材として利活用する予定です。

Q78、風車サイトが軟弱地盤の場合、基礎の残土が増加しますが、残土の安全な処分地はどのように確保するのか具体的にお答えください。

(回答)

基本的には建設用材として利活用を行います。万一余剰が出た場合にはすべて搬出し、担当部局と相談しながら、適切な処理や処分地確保を行っていきたいと考えております。

Q79. 風車サイトの計画地域は中央構造線上の破碎帯に属し、巨大建造物の建設には不向きを思われますが、基礎や地盤強化をどのように設計するのですか。

(回答)

中央構造線の破碎帯幅は最大でも300m程度です。今回の建設予定地は中央構造からは3km以上離れており、中央構造線の破碎帯に位置していません。

中央構造線の周辺には派生断層はあると思いますが、断層破碎帯部は脆弱なため谷地形や分離丘となりやすく、一方で浸食に対して安定している地盤は連続した尾根となります。今回の建設予定地は概ね連続した尾根に位置しており、安定した基盤岩が位置すると思われます。今後地質調査を実施してそれを確認いたします。

本事業では、設計上必要な耐力のある層まで杭を長くするような設計を行い、経済産業省の許認可を得る予定です。

Q80. 地盤については、ボーリング調査を行うとありますが、その地点・実施時期・ボーリング機材・地域への影響は何ですか。

(回答)

風車基礎の設計に必要なボーリング調査については、風車を設置する場所で行わなければならないので、風車位置が決まればその場所で行うこととなります。また、道路設計に必要なボーリング調査については、道路計画が決まったのちに、設計に必要な個所を工学的見地に基づき選定しボーリングを行うこととなります。

地域への影響は、機材の運搬車両、通勤車両が通行することとなりますが、騒音や振動等の影響はないと考えております。

Q 8 1. 風力発電機の具体的な配置計画が示されない中で、騒音・低周波音の現地調査と予測評価は、いつどのように実施するのですか。

(回答)

騒音・低周波音の現地調査と予測評価は方法書以降で行います。

Q82. 現時点で想定している風力発電施設の配置計画や工事用道路の位置を示してください。

(回答)

現在事業計画を見直しており、方法書においてお示しいたします。

Q83. 生コンについて、製造工場から90分以内で建設現場に届けなければならない時間制限から、提携工場は立地条件により限られてきますが、業者との下話は済んでいますか。

(回答)

工事関連資材については、現時点では配置計画が決まっておりません為、企業との事前相談等は実施しておりません。

Q84. 40m以上にもなるブレードや数十トンにもなるナセルを輸送するにおいて、既存国道や県道のどこを通るかをお示してください。奈良県側からアクセスしますか、松阪港方面からアクセスしますか。また、舗装を痛める可能性についてどのようにお考えですか。

(回答)

どこの道路を通行するかは現在検討中です。どこの道路を通ることになっても、国道や県道に関しては、風車機材の運搬は道路管理者の許可を得て通行することになります。これまでも日本全国で風車の運搬が行われていますが、道路を傷めることはないと考えています。ただし、林道など、舗装基準が薄い道路に関しては風車運搬後に点検し、道路損傷箇所があれば適切に補修することとしています。

Q85. 計画段階環境配慮書は御社HPから閲覧できない状態ですが、何か見られてはいけない理由があるのですか。また、地域へのPDFファイルや冊子の提供について検討すると御社説明会で話されていましたが、未だ提供されていない理由は何ですか。

(回答)

配慮書については公表に資する期間が終了しましたので現在は公表をいたしておりません。
なお、「地域へのPDFファイルや冊子」については、どの資料を指しているのか別途ご確認させていただきたいと考えております。

Q86. 計画段階環境配慮書に記載した「重大な環境影響を回避または低減できる可能性が高いと評価した」について、環境調査していない段階であるにも関わらずそのような見解を示した根拠を科学的及び具体的にお答えください。

(回答)

配慮書手続きは、入手可能な最新の文献その他の資料により、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握することとし、必要に応じ、専門家等からの意見聴取等を行うことにより、現況を把握するよう努めるものであり、その結果を配慮書に記載いたしました。

Q87. 計画段階環境配慮書に対して出された意見は、どのように事業計画に反映するつもりですか、その具体的な方針を示してください。

(回答)

配慮書に対して出されたご意見を受けまして、現在事業計画を見直しております。

Q 8 8 . 計画段階環境配慮書の縦覧の際、地域の出張所に1冊だけで持ち出しやコピー禁止であり、HPからのダウンロードや印刷もできず、車を持たない高齢の方も多い地域に 対して配慮に欠けていたとも思われますが、方法書が出された場合は、この点においてどのように改善されるおつもりかをお答えください。

(回答)

ご指摘の点については、今後の検討課題としてまいります。

Q89. 当該計画に賛同している地権者はどれくらいいるのですか。

(回答)

賛同している方、反対している方、中立の方も含めプライバシーの問題がございますので、回答は差し控えさせていただきます。

Q90. 当該計画の内容を説明せずに環境調査のための立ち入りへの同意として、土地所有者 から
賃貸譲渡証明書を取得した経緯を説明してください。

(回答)

弊社は土地所有者の方に対して、当時の事業計画案や賃貸譲渡証明書の使用目的等をご説明させてい
ただきました。

Q91. 風車建設予定地及びその付帯設備を立てる土地において、地権者とのどのような契約で取得される予定か、具体的にお答えください。

(回答)

風車建設予定地及びその付帯設備を立てる土地においては基本的には賃貸借契約等を考えております。

Q92. 賃貸等により土地を使用した場合、保安林の解除や地目の変更により、土地所有者に大きな固定資産税の負担がかかることを土地所有者に説明していますか。

(回答)

現在事業計画が決まっておりませんので、土地の賃貸借契約等の個別具体的なお説明は今後行ってまいりたいと考えております。

Q93. 地権者が、所有する土地を使わせないし立ち入りも一切認めない、と言っているにも関わらず、その土地で事業をするということを曲げず、環境アセスメントの手続きを進めるというが、どのような考えかお答えください。

(回答)

一部の地権者の方からそのようなお声を頂いていることは認識しております。
また、現在事業計画を見直しております。今後地権者のご理解を得、同意を得ることとともに、地域の皆様とお話し合いの機会を重ね、ご理解を得られるように努力してまいりたいと考えております。

Q94. FITの申請を令和3年度は見送られたと聞いています。令和3年度の申請を見送られた理由は何ですか。

(回答)

どのタイミングで申請をするかについては、事業環境等を総合的に考慮し、弊社で検討して時期を定めてまいります。

Q95. 環境影響評価に係る調査を事前に実施されているでしょうか。もし実施されていれば、実施内容及びこれまでの取得内容についてお答えください。

(回答)

配慮書手続きは、個別事業計画の検討の段階(事業の位置、規模や施設の配置、構造等を検討する段階)を対象としています。従いまして、事業計画が定まっていないため、文献調査以外の現地調査等は実施しておりません。

Q96. 事業に係る初期投資、ランニングコスト、投資利回り償還などの費用と、売電による事業収入の関係から、想定している投資回収期間、及びその際に想定した風車の設備稼働率を明らかにしてください。また損益分岐点となる風車の設備稼働率を明らかにし、国内他地域の風力発電事業における設備稼働率のデータにより、損益分岐点となる風車の設備稼働率が十分に上回る想定であることを明らかにしてください。

(回答)

個別事業の事業性に関するご回答は差し控えさせていただきます。

なお、経済産業省の指標によると2021年度の設備利用率想定値は25.6%となっております。

Q97. 本事業の大きな目的は二酸化炭素排出量の削減であるはずですが、排出量の削減をどのように評価されているか明らかにしてください。単純に電気1kwh当たりの二酸化炭素排出量削減の値を用いるのではなく、風力発電の不安定さを補う火力発電のバックアップアイドル運転などの側面も考慮したものでお考えください。

(回答)

現在事業計画を見直しており、事業区域・規模等が確定しておりませんので二酸化炭素排出削減量については準備書でお示ししたいと考えておりますが、「単純に電気1kwh当たりの二酸化炭素排出量削減の値を用いるのではなく風力発電の不安定さを補う火力発電のバックアップアイドル運転などの側面も考慮したものでお考えください」という点については、どのような算出方法によるものをお考えになっているのか別途ご確認させていただければと思います。

Q98. 本事業を実施するに当たり、建設に係る二酸化炭素排出量、風車の製造、運転、撤去と廃棄に伴う二酸化炭素排出量、森林伐採による二酸化炭素排出量などを総合的かつ具体的に評価し、本事業が十分に二酸化炭素排出量の削減に寄与するという根拠をお示しください。

(回答)

現在事業計画を見直しており、事業区域・規模等が確定しておりませんので二酸化炭素排出削減量については準備書でお示しいたします。